

佐賀県告示第 497 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 27 年 12 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
坂本健康堂薬局	杵島郡白石町大字福田 1950 番地 3	平成 27 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション 寿楽	鳥栖市弥生が丘一丁目 18 番地	平成 24 年 4 月 1 日
きらり薬局鳥栖店	鳥栖市萱方町 109 番地 8	平成 27 年 8 月 1 日
のぞみ薬局	多久市東多久町大字別府 4162 番地 5	平成 27 年 7 月 1 日
まもる歯科クリニック	神埼郡吉野ヶ里町三津 605 番地 1	平成 27 年 6 月 1 日
あさひ薬局市役所前店	武雄市武雄町大字昭和 11 番地 1	平成 27 年 8 月 1 日
あんず薬局	小城市小城町松尾 4010 番地 5	平成 27 年 8 月 1 日